

令和 4年 5月 26日 発行 (No.031)



事務局だより

公益社団法人 四国中央市シルバー人材センター

本部事務所 〒799-0111 四国中央市金生町下分 825 番地 1 Tel.0896-57-0455

西部事務所 〒799-0423 四国中央市具定町 555 番地の 1 Tel.0896-23-5582

定時総会は、新型コロナウイルス感染予防のため 委任状【ハガキ】による決議となります

令和4年6月7日（火）までに、 委任状【ハガキ】の返送をお願いします

今年度の定時総会は、昨年度と同様感染症対策として万全を期して、極少数での開催とさせていただきますので、事前に議案書を配布して「委任状」ハガキの提出を、すべての会員の皆さんにお願いすることとなりました。

公益法人認定法により、6月末までに総会決議を求められていますので、委任状による決議にご理解いただきますようお願いいたします。

※「議決権行使書」により事前に賛否の表明もできます

「委任状」でなく、事前に賛否の意思表示をされたい方は、事務局に「議決権行使書」を備え置きしておりますので、6月8日（水）までにお申し出ください。

令和4年度「会費」よろしくお願ひします

令和4年度会費について、自動口座引き落としの方は、令和4年4月に引き落としさせていただきました。4月に引き落としのできなかった方、また、未納の方は6月末日までに年会費1,500円の納入を各事務所までお願いいたします。

また、自動口座引き落としを希望される方は、各シルバー事務所へゆうちょ銀行かJAうまの銀行通帳と届け印をもってお越し下さい。(引落とし手数料は、本人負担となります。ご了承ください。)

なお、配分金より差引いて納付を希望される会員は、事務局へ申込をお願いいたします。



就業・帰宅途上の交通安全に心がけましょう

当シルバーでは、就業途上や帰宅途上での交通事故が昨年12月以降急増しております。ご自分の運動機能や判断力を再度認識し、はやる心を落ち着かせ、運転マナーはもちろんですが、運転中の気のゆるみなどに気を付けて、十分慎重な安全運転に心がけるようお願いいたします。

シルバー適正就業のお願い

シルバーでのお仕事紹介は、おおむね月10日以内、または、おおむね週20時間を超えない範囲でのお仕事とされています。このため、シルバーでの働き方は、若い現役世代の方が1人で行う業務を、シルバー会員みんなで分担し合って仕事につくのが基本となっています。

また、シルバーでは、主に施設管理などのお仕事で、ほかに希望者がいて交代可能な職場については、5年間で交代し75歳までの就労としております。

ワークシェアリング（仕事の分かち合い）やローテーション就業（長期就業の交代）にご理解いただき、お仕事の順次交代にご協力ください。

また、現在お仕事を希望しながらお仕事に付けていない会員さんは、仕事先の問い合わせや相談のため、シルバー事務局に遠慮なく声をかけてください。